

事務連絡
令和7年12月26日

各 都道府県・指定都市・中核市

包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室

令和8年度以降の多機関協働事業の委託に係る取扱いについて

日頃より、地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備に向けて、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域共生社会は、今後の我が国における人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化等に対応するための理念であり、その実現は極めて重要な政策課題です。

これを実現するため、社会福祉法ではすべての市町村に対し、包括的な支援体制の整備に係る努力義務を課しており、国においても、現役世代の生産年齢人口の減少に加え、65歳以上の高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、すべての市町村で、誰一人取り残されることのない包括的な支援体制が整備されるよう、各種の方策を行うこととしています。

こうした中で、先般お伝えしたとおり、重層的支援体制整備事業の趣旨・目的や先般の調査結果等を踏まえ、同事業の実施効果をより高めるため、令和8年度以降の同事業の多機関協働事業の委託に係る取扱いを以下のとおり定めます。

都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市除く。）への周知をお願いします。

記

1 重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段で、
 - ・ 高齢・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）です。

（※）令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」により作成された「重層的支援体制整備事業に関わることになった人向けたガイドブック」も参照ください。

実施主体（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）HP

: https://www.murc.jp/houkatsu_09/

- このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証等を行う必要があります。

2 多機関協働事業の委託に係る見直し

- 先般、ご協力いただいた多機関協働事業の委託状況の調査結果においては、委託事業者の専門性や経験、関係機関とのネットワーク等を活用する観点や、行政の人員体制不足の状況を踏まえ、委託を実施している現状が確認される一方で、行政と委託事業者の間で、各業務について役割分担・協議し、効果的な事業運営を目指す状況（※）も確認されました（詳細は別紙参照）。

（※） 支援関係機関の役割分担等を行う支援プランの決定は行政が行うが、支援プラン案の作成は委託事業者の専門性等を活かし委託するほか、多機関協働事業事例の支援プランの分析等においては、行政が主体的に対応するものの、委託事業者からの意見聴取も行う等

- 事業を効果的に実施するため、地域の実情に応じて、市町村と委託先で丁寧に役割分担等を協議の上で、適切な連携体制の下で委託を行うことは望ましいことですが、他方で、多機関協働事業は、各分野の支援関係機関や支援者の対応力の向上や、支援関係機関の連携強化を通じた体制整備の事業であり、市全体の福祉の支援体制の在り方について企画・立案するものであることを踏まえると、委託事業者の専門性や経験、行政側の人員体制不足のみを理由として業務のすべてを委託した場合、こうした事業の趣旨・目的が担保されない事業運営となるおそれもあることから、事業趣旨・目的を確保する上で、必要な業務については、市町村が主体的に実施する必要があります。
- このため、多機関協働事業の委託に要する費用に係る重層的支援体制整備事業交付金の交付に際しては、同事業の全部を委託することは認めないこととします。
- 具体的には、同事業の趣旨・目的や調査結果等も踏まえ、今般、以下の①～③の観点から市町村が主体的に担う業務を明確化しますので、同事業の一部を委託する場合は、これらの業務について、市町村が主体的に担うこととした上で委託するものとします。（これらの業務を実施するにあたり、専門的な知見等を得る観点から、委託先を含む外部に意見聴取することは可能ですが、これらの業務が委託されていることが確認された場合は、多機関協働事業の委託に要する費用は、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象としないこととします）。

（市町村が主体的に担う業務）

- ① 多機関協働事業が各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上、支援関係機関間の連携強化に資する事業の枠組み・設計となっていることを確保する観点
 - ・ 多機関協働事業において取り扱う事例の判断基準の策定
 - ・ 多機関協働事業により実施する重層的支援会議において、支援関係機関等の議論を円滑に進めるための会議参加にあたってのルール等の策定
- ② 多機関協働事業が、同事業の趣旨・目的に沿った運用となっていることを確保する観点

- ・ 重層的支援会議の開催、支援プランの決定（※ プラン案作成は委託可）
 - ・ 支援プランに基づく支援状況の確認、プラン見直しの決定
- ③ 多機関協働事業の質の向上が図られるよう、評価・分析・見直しが行われることを確保する観点
- ・ 同事業の評価・検証の実施（支援プランの分析等を通じた支援ニーズ等の把握・分析、支援関係機関からの意見聴取、費用対効果の検証等）
 - ・ 評価・検証を踏まえ、各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上、支援関係機関間の連携強化を促進するための見直し方策の企画立案

○ なお、これらの業務以外の業務については、市町村と委託事業者の間で地域の実情に応じて、その分担を整理するものとしますが、委託を行う業務の内容としては、例えば、以下の内容が考えられますので、丁寧に協議を行った上で、適切な連携体制の下、実施するようお願いします。

（委託を行う業務の例）

- ・ 市町村が策定した判断基準に沿った、多機関協働事業で取り扱う事例の選定
- ・ 多機関協働事業のインテーク・アセスメントシートの作成
- ・ 重層的支援会議開催に係る事前調整・運営補助業務
（出席者の調整、会議資料の作成、会議の進行、会議結果の整理）
- ・ 支援プラン案の作成
- ・ 支援プランに基づく支援の進捗状況の整理、プラン見直し案の検討
- ・ 支援プランの分析等を通じた支援ニーズ等の把握・分析の補助
- ・ 各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上や連携強化を促進するための取組（定期的な意見交換、各分野の制度を理解するための勉強会等の実施）等

以上

[担当]

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

地域共生社会推進室

TEL : 03-5253-1111(代表) 内線 2233・2289

Mail : chiiki-kyousei@mhlw.go.jp